

厚岸町教育委員会規則第8号

厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月21日

厚岸町教育委員



厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則

厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則（平成13年厚岸町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的等）」に改め、同条第1項中「厚岸町において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件」を「厚岸町教育委員会（以下「教育委員会」という）又は厚岸町立学校（以下「学校」という）に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する外国青年（以下「外国語指導助手」という）の勤務条件等」に改め、同条第2項中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 所属長 厚岸町教育委員会事務局処務規則（平成14年厚岸町教育委員会規則第8号）に定める室の長
- (2) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (3) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間
- (4) 週休日 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年厚岸町条例第6号）第3条に規定する週休日

「第2章 職務」を「第2章 任命及び職務」に改める。

第3条第1項第1号中「外国語科等の授業」を「外国語授業等」に改め、同条同項

第4号中「外国語科担当教員等」を「外国語担当教員等」に改め、同条を第3条の3とし、第3条及び第3条の2として同条の前に次の2条を加える。

(任命)

第3条 外国語指導助手は、教育委員会又は学校において語学指導等に従事する職務について適格性があると認められる外国青年のうちから教育委員会が任命する。

(身分)

第3条の2 外国語指導助手は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号の身分を有する。

第4条中「参加者」を「外国語指導助手」に、「厚岸町」を「教育委員会」に改める。

第5条中「参加者」を「外国語指導助手」に、「前条の期間」を「同条の期間」に、「所属長」を「教育委員会」に改める。

第6条中「厚岸町」を「教育委員会」に、「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第7条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「課税される場合には」を「課税される場合並びに本人負担分の社会保険料については」に改め、同条第2項中「日曜日又は土曜日」を「週休日」に改め、同条第3項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「かかる」を「係る」に改める。

第8条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「前条第1項」を「同条第1項」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同条第2項中「厚岸町」を「教育委員会」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「厚岸町」を「教育委員会」に改め、同項第3号中「1箇月」を「1月」に改め、同条第3項中「因らない」を「よらない」に、「所属長」を「教育委員会」に改める。

第10条中「厚岸町」を「教育委員会」に、「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第11条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同条第2項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「割り振り」を「割振り」に、「土曜日及び日曜日」を「週休日」に改め、同条第3項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「土曜日又は日曜日」を「週休日」に、「一週間」を「1週間」に改め、同条第4項中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第12条第2項中「前項」を「同項」に改める。

第13条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「時間単位で」を「1時間若しくは15分を単位として」に改め、同条第2項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「厚岸町」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第15条第1項各号を次のように改める。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 外国語指導助手本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 教育委員会が必要と認める期間
- (4) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ教育委員会が必要と認める期間
- (5) 不可抗力の災害又は通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (6) 不可抗力の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 教育委員会が必要と認める期間

- (7) 在勤庁の勤務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は業務の全部又は一部の停止の場合（台風襲来等による事故発生の防止のための措置を含むものとする。） 教育委員会が必要と認める期間
- (8) 夏季休暇 第5条第2項の規定により任用された場合に限り、その任用期間中、7月1日から9月30日までの期間内で連続する4日以内の期間
- (9) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に産出する予定である場合 産出の日までの届け出た期間
- (10) 女子の外国語指導助手が産出した場合 産出の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (11) 女子の外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (12) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (13) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認めた場合5日の範囲内の期間
- (14) その他教育委員会が特に必要と認めた場合 教育委員会が必要と認める期間

第15条第2項中「第4号まで及び第10号」を「第8号まで及び第14号」に、「第5号から第9号まで」を「第9号から第13号まで」に改める。

第16条第1項中「第5号及び第6号」を「第9号及び第10号」に、「参加者」を「外国語指導助手」に、「止むを得ない」を「やむを得ない」に、「厚岸町」を「教育委員会」に改める。

第17条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、「厚岸町」を「教育委員会」に改める。

第18条第1項中「参加者」を「外国語指導助手」に、「厚岸町」を「教育委員会」に改める。

第19条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「第4号」を「第8号」に、「第9号」を「第14号」に、「所属長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「第5号から第8号」を「第9号から第13号」に、「所属長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「3日」を「5日」に、「所属長」を「教育委員会」に、「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同条第4項中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第20条中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第22条中「参加者」を「外国語指導助手」に、「すべて」を「全て」に改める。

第23条中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(セクシャル・ハラスメントの禁止)

第23条の2 外国語指導助手は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

第24条中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第25条中「参加者」を「外国語指導助手」に、「所属長」を「教育委員会」に、「厚岸町」を「教育委員会」に改める。

第26条中「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

第27条中「参加者」を「外国語指導助手」に、「所属長」を「教育委員会」に改める。

第28条第1項中「厚岸町」を「教育委員会」に、「参加者」を「外国語指導助手」に、「停職、減給、戒告」を「戒告、減給、停職」に改め、同項第2号中「参加者」を「外国語指導助手」に改め、同項第4号を削る。

第28条第2項各号を次のように改める。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均賃金の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における賃金の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の給料は支払われない。
- (4) 免職 所轄労働基準監督署の認定を受け、予告期間を設けず即時免職する

第29条中「参加者」を「外国語指導助手」に、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は北海道町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和54年北海道町村非常勤職員公務災害補償組合条例第1号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。」を「厚岸町定数外職員取扱規則（平成23年厚岸町規則第30号）に定める臨時職員の例により、これらの災害に対する補償を受けることができる。」に改める。

第30条中「厚岸町」を「教育委員会」に、「海外旅行障害保険契約」を「海外旅行傷害保険契約」に、「参加者」を「外国語指導助手」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。